

○刑事任用教養要領の制定について

(平成5年5月25日
例規(刑)第11号警察本部長)

(沿革) 平成14年4月例規(警)第40号改正

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成5年6月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、昭和56年4月21日付け例規(刑)第12号「刑事任用教養要領の制定について」は、廃止する。

別添

刑事任用教養要領

第1 目的

この要領は、刑事警察官として必要な基礎的知識及び技能を有する者を養成するため実施する刑事任用教養に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 対象者

刑事任用教養の対象者は、刑事選考要綱の制定について(昭和56年例規(刑)第11号。以下「要綱」という。)別添第4に定める選考合格者及び同第10の1に定める者とする。

第3 教養区分、実施要領

- 1 刑事任用教養は、実務教養及び実務修習とし、次の区分により実施するものとする。
 - (1) 実務教養は、千葉県警察教養規程施行細則(昭和29年本部訓令第21号)第11条の規定による専科教養として行うものとする。
 - (2) 実務修習は、実務教養終了後、引き続き捜査実務研修所に入所させ、捜査実務研修所長が指定する警察署(以下「指定署」という。)において実習させるものとする。この場合において、当該実務修習の対象者(以下「実務修習生」という。)には当該所属及び指定署の兼務発令を行うものとする。

第4 教養期間等

1 刑事任用教養の期間は、次のとおりとする。

- (1) 実務教養 4 週間
- (2) 実務修習 1 か月間

2 刑事任用教養は、要綱別添第2に規定する刑事選考委員会の委員長（以下「委員長」という。）が実施するものとする。

第5 教養の内容

実務教養及び実務修習は、刑事任用科教養課程（別表）に基づき行うものとする。

第6 指導体制及び任務

1 刑事任用教養を効果的に実施するため、県本部及び指定署に指導責任者、指導実施者及び指導補助者（以下「指導責任者等」という。）を置くものとする。

2 指導責任者等は、次表に掲げる者をもって充てるものとする。

なお、指導補助者は、知識、経験等を考慮の上、指導責任者が指定するものとする。

区分	指導責任者	指導実施者	指導補助者
県本部	捜査実務研修所長	捜査実務研修所副所長	刑事部各課（所・隊） 課長補佐及び係長
刑事官 配置署	刑 事 官	刑 事 第 一 課 長 (刑 事 課 長)	捜査係長及び捜査主任
その他 の署	署 長	刑 事 課 長 (刑事生活安全課長)	捜査係長及び捜査主任

3 指導責任者等の任務

(1) 指導責任者

ア 県本部の指導責任者は、次の事務を行うものとする。

- ㍿ 実務教養及び実務修習指導案並びに指導要領の作成に関すること。
- ㍿ 実務教養及び実務修習の総合的な教養計画の策定に関すること。

イ 署の指導責任者は、次の事務を行うものとする。

- ㍿ 実務修習生の総合的な指導に関すること。
- ㍿ 教養計画の適正な推進に関すること。

(2) 指導実施者

ア 県本部の指導実施者は、指導案及び指導要領並びに教養計画の効果的な運

用に当たるものとする。

イ 署の指導実施者は、実務修習生を直接指導するとともに、実効のある実務修習の運用に努めるものとする。

(3) 指導補助者

指導補助者は、捜査実務の実践的な指導について、指導責任者及び指導実施者を積極的に補助するものとする。

以下別表等省略